

①収入がない、扶養家族でも

所得証明が必要な方、国民健康保険加入者は忘れずに申告を

収入がない方、扶養家族となっている方でも、所得証明が必要な場合は、必ず申告願います。
町で発行する所得証明は、児童手当・年金の免除、公営住宅の申請など様々な場面で使用されています。

また、国民健康保険に加入している方は、申告を怠った場合には、低所得者の軽減措置が適用されない場合もありますので、忘れずに申告をしましょう。

②申告漏れにはご注意ください

土地の売買や賃貸借、贈与などで収入があった場合は、忘れずに申告しましょう。
申告がされない場合は、後日、本来納めるべき税額に加え、加算税や延滞税が加算される場合がありますので注意が必要です。

町・道民税 所得税 申告相談

町民皆さんの利便性を考慮して所得税・町・道民税の申告受付窓口を設けますので、下記の日程表により指定された会場で申告してください。

申告相談日程表

受付日	対象地区	受付時間	受付会場
2月	13日(水) 神明・膳棚・湯ノ岱	9:30~11:30	湯ノ岱地区集会所
	14日(木) 宮越・早瀬	9:30~11:30	宮越地区農業担い手センター
	15日(金) 桂岡	9:30~11:00	桂岡生活改善センター
	18日(月) 小森	9:30~11:00	小森生活改善センター
	18日(月) 豊田	13:00~14:30	豊田生活改善センター
	19日(火) 中須田	9:30~14:00	中須田ゆいっこハウス
	20日(水) 原歌	9:30~10:00	原歌生活改善センター
	20日(水) 大崎	10:30~11:30	大崎生活改善センター
	21日(木) 木ノ子	9:30~11:30	木ノ子児童館
	21日(木) 小安在	13:00~15:00	木ノ子児童館
	22日(金) 扇石	9:30~11:00	扇石地区多目的集会施設
	22日(金) 汐吹	13:00~15:00	ひやま漁協上ノ国支所
	25日(月) 石崎	9:30~12:00	石崎地区集会施設
	26日(火) 小砂子	9:30~11:00	小砂子へき地保健福祉館
3月	1日(金) 新村・向浜	9:30~14:00	役場1階会議室
	4日(月) 北村・内郷		
	5日(火) 上ノ国		
	6日(水) 中央区・中崎		
	7日(木) 大留		
	8日(金) 大留		

※申告が必要な方は、決められた会場で申告してください。
決められた会場で申告できない場合は、ご相談ください。

◎申告する方は、次の書類などをお忘れなく

- ①給与源泉徴収票
- ②所得の計算に必要な帳簿、書類など
- ③平成30年中に支払った医療費の領収書
または医療費控除の明細書および医療費通知書
※特例を選択される方は、医薬品の購入明細をお持ちください。
- ④生命保険料、損害保険料などの支払証明書
- ⑤印鑑
- ⑥マイナンバーカード(写し)
もしくはマイナンバーが記載された住民票などの写しと身元確認書類(運転免許証、健康保険証など)の写し

※申告には、マイナンバーが必要です。マイナンバーを記載した際には、本人確認を実施します。本人確認がとれない場合は、申告を受け付けられない場合がありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

所得税に関するお問い合わせ
町道民税の申告相談に関するお問い合わせ

江差税務署 ☎0139-52-0078
財政課 税務グループ

